

混合診療のなし崩し的な解禁に反対する

～必要な医療は保険適用が原則～

2013年7月18日

一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会

政府は6月14日、規制改革実施計画を閣議決定し、再生医療の推進のために、先進医療（保険外併用療養費）の対象範囲を大幅に拡大することを発表しました。その後も混合診療問題に関する記事や全面解禁論などが一部報道機関にも出ていることから、あらためてこの問題についての考えを表明します。

保険外併用療養費制度は、最新治療による高額な医療費の部分（先進医療）は全額患者負担となっています。先進医療は速やかな保険収載を前提とすべきであり、安易な拡大は、難病に苦しむ多くの患者が公平に最新の医療を受ける権利を奪うものとなりかねません。私たちは、この制度の安易な拡大が、混合診療のなし崩し的な解禁につながるものとして強い懸念を表明します。（中略）

わが国は国民皆保険制度の下で保険診療を基本とし、混合診療の原則禁止を国是としています。法的な規制や監視も及ばない医師の裁量による自由診療による医療を野放しにすることは、現在国際的にも日本が置かれている立場と信頼を損なうものともなりかねない危険性ははらむものです。

これらの懸念は架空のものではなく、すでに日本の再生医療の現状が各種報道・出版物や最近のNHKの報道でも明らかにされているように、すでに100件近くのクリニック等によって自由診療として行われており、およそ1万人の患者に施術が施され、少なくない健康被害も続出しているといわれています。しかも先進諸国では日本が唯一、エビデンスのない治療を自由に受けられる国となっているとのことです。しかも患者の藁にもすがる思いを逆手にとった法外な医療費負担を強いられる実態があります。

保険外併用療養費の安易な拡大が認められるならば、事実上の混合診療のなし崩し解禁となり、高額な患者負担を前提とした自由診療が激増することも想像に難くありません。

私たちは、政府が混合診療の原則禁止の方針を堅持し、わが国が到達した高度な先進医療が、その効果と安全性が確認されたのち、速やかに医療保険の適用となり、みんなが等しく必要な治療が受けられることを強く願うものです。

混合診療に対する患者会の考え

アベノミクスの経済対策の大きな柱の一つに「規制緩和」があげられます。この中には医療も含まれ、今までのような保険診療と先進医療などの保険外診療を取り入れる「混合診療」が声高に言われています。

私たちはこの混合診療に大きな不安を抱いています。基本的には「全て医療は平等でなければならず、お金のある人だけが最新の医療を受けることができる」というのは、世界に誇る日本の保険制度の根幹を揺るがすものと思っています。このような考え方を基本に日本難病・疾病団体協議会（JPA）が声明を発表しました。

きほく通信

第39号

2013年
9月13日
発行

難病
患者家族会
きほく

JPA近畿ブロック交流集会ご案内

日時：2013年12月7日（土）13:00～
8日（日）～12:00

会場：神戸しあわせの村 たんぼぼの家
〒651-1102
神戸市北区山田町下谷上中一里山14-1
TEL 078-743-8000

テーマ「難病対策の法制化に向けて」
講演：「難病対策の改革について」
厚労省疾病対策課長補佐 金光一瑛
講演：「新た難病対策の最新情報」

JPA代表理事 伊藤たてお



申込締切 9月末日
問合せ先 <きほく事務局>0736-75-4413

【会長】神森和子
紀の川市中三谷
【相談室】0736(77)5161
【事務局】〒6496612 紀の川市北涌371
森田方 0736(75)4413